

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	NSユニテッド海運株式会社	コード	9110
提出日	2022/5/31	異動(予定)日	2022/6/28
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため		
<input checked="" type="checkbox"/>	独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)		

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし			
1	山中 一馬	社外取締役																	
2	木下 雅之	社外取締役	○													△			有
3	大西 節	社外取締役	○													△			有
4	中村 勇	社外取締役	○													△			有
5	安藤 雅則	社外監査役																新任	
6	三谷 康人	社外監査役	○													△			有
7	山本 昌平	社外監査役																	

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		
2	木下雅之氏は、2016年3月まで当社の取引先である三井物産株式会社の業務執行者でありました。当社は同社との間に貨物輸送に関する取引がありますが、その取引額は僅少です。	当社は、木下雅之氏が三井物産株式会社における経営参画を含む長年の経歴を通じて培われた国際ビジネスでの経験、豊富な経営知識と幅広い見識を有しており、社外取締役として独立の立場から当社の経営に対する実効性の高い監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たすことが期待できることから適任者であると判断しております。 同氏の出身会社である三井物産株式会社は当社の取引先ですが、同氏は同社の業務執行者を退任してから約6年が経過しており、また同社との取引は、当社の売上高に占める割合が軽微であり、かつ同社以外の複数の企業との取引に比べ高い水準ではないことから、同氏は当社の主要な取引先にも該当しないため、同氏の社外取締役としての中立的な判断に影響を及ぼすものではなく、一般株主と利益相反が生ずるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
3	大西節氏は、2010年3月まで当社の主要な取引先である株式会社みずほコーポレート銀行(現：株式会社みずほ銀行)の業務執行者であり、2011年5月まで同行の親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの業務執行者でありました。また、2016年6月まで同グループの関連会社である興銀リース株式会社(現：みずほリース株式会社)の業務執行者でありました。当社は株式会社みずほ銀行から資金の借入れを行っていますが、当社の経営に重要な影響を与えるものではありません。	当社は、大西節氏が、株式会社みずほフィナンシャルグループ及び同グループ会社等における経営参画を含む長年の経歴を通じて培われた豊富な経営知識と見識を有しており、社外取締役として独立の立場から、当社の経営に対し、主に企業の経理や経営全般に関して実効性の高い監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たすことが期待できることから適任者であると判断しております。 同氏の出身会社である株式会社みずほコーポレート銀行(現：株式会社みずほ銀行)は、当社の主要な取引先ですが、同氏が同行の業務執行者を退任後、約12年が、また、同行の親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの業務執行者を退任後、約11年が、また、同グループの関連会社である興銀リース株式会社(現：みずほリース株式会社)の業務執行者を退任後約6年がそれぞれ経過しており、加えて当社は、株式会社みずほ銀行の他に複数の金融機関と取引を行っており、同行からの借入額は他行からの借入額と比べ突出したものではありません。同氏の出身会社である株式会社みずほコーポレート銀行(現：株式会社みずほ銀行)は、同社の主要な取引先ですが、同氏が同行の業務執行者を退任後、約6年が、また、同社の100%子会社である東京海上日動ベタライフサービス株式会社の業務執行者を退任後、約2年が、それぞれ経過しており、加えて当社は、東京海上日動火災保険株式会社の他に複数の保険会社と取引を行っており、同社との取引額は他社との取引額と比べ突出したものではありません。特定の社に依存している状況ではないことなどから、同氏の社外取締役としての中立的な判断に影響を及ぼすものではなく、一般株主と利益相反が生ずるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
4	中村勇氏は、2016年3月まで当社の取引先である東京海上日動火災保険株式会社の業務執行者であり、また、2020年3月まで同社の100%子会社である株式会社東京海上日動ベタライフサービス株式会社の業務執行者でありました。当社は同社との間に保険契約に関する取引がありますが、当社の経営に重要な影響を与えるものではありません。	当社は、中村勇氏が、東京海上日動火災保険株式会社で主に金融事業において要職を歴任された後、同グループ会社等における役員の経験を通じ、豊富な経営知識と見識を有しており、社外取締役として独立の立場から、当社の経営に対し、主に保険・財務や経営全般に関して実効性の高い監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たすことが期待できることから適任者であると判断しております。 同氏の出身会社である東京海上日動火災保険株式会社は、当社の取引先ですが、同氏が同社の業務執行者を退任後、約6年が、また、同社の100%子会社である東京海上日動ベタライフサービス株式会社の業務執行者を退任後、約2年が、それぞれ経過しており、加えて当社は、東京海上日動火災保険株式会社の他に複数の保険会社と取引を行っており、同社との取引額は他社との取引額と比べ突出したものではありません。特定の社に依存している状況ではないことなどから、同氏の社外取締役としての中立的な判断に影響を及ぼすものではなく、一般株主と利益相反が生ずるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
5		
6	三谷康人氏は、2010年6月まで当社の主要な取引先である株式会社日本政策投資銀行の業務執行者でありました。当社は同行から資金の借入れを行っていますが、当社の経営に重要な影響を与えるものではありません。	当社は、三谷康人氏が株式会社日本政策投資銀行での主に金融事業における長年の経歴を通じて培われた豊富な経営知識と見識を有しており、社外監査役として中立的な立場から、取締役による経営判断及び業務執行について監督業務を行う適任者であると判断しております。 同氏の出身会社である株式会社日本政策投資銀行は当社の主要な取引先ですが、同氏が同行の業務執行者を退任後、約12年が経過しており、また当社は、同行以外の複数の金融機関と取引を行っており、同行からの借入額は他行からの借入額と比べ突出したものではありません。同氏の社外監査役としての中立的な判断に影響を及ぼすものではなく、一般株主と利益相反が生ずるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
7		

4. 補足説明

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
 - 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
 - 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。